第２７回

農　業　委　員　会　総　会　会　議　録

令和８年８月２８日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

１．開催日時　令和８年８月２８日（金）　午前１１時００分 から １１時２７分

２．開催場所　せたな町役場　第１会議室

３．出席委員（１５人）

会長	１５番	原　田　喜　博
会長職務代理者	１４番	小　島　敏　人
委員	１番	竹　内　厚　子
	２番	玉　木　久　志
	３番	吉　田　　優
	４番	大　羽　孝　志
	５番	西　川　　譲
	６番	阿　部　紹　子
	８番	坪　井　博　之
	７番	松　崎　　豊
	９番	髙　橋　光　也
	１０番	森　　正　勝
	１１番	金　谷　勝　則
	１２番	渥　美　光　成
	１３番	大　口　　寧

４．欠席委員（　０人）

５．議事日程

第１	会議録署名委員の指名について	
第２	会期の決定について	
第３	議案第１号	農地法第１８条の規定による通知について
第４	議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請について
第５	議案第３号	農用地利用集積等促進計画案について
第６	議案第４号	土地現況証明願について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	西　田　良　子
農地係長	松　林　　功

7．会議の概要

【開会宣言】

事務局長　ただいまより第27回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長　皆さん大変どうもご苦労様でございました。
本日は午前に総会、午後から農地パトロールがありますので、ほぼ一日の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

会長　１ヶ月前の熊本地震、千葉県や埼玉県では短時間に記録的大雨が降り、そして、昨日の石川、富山でも記録的大雨が降り被害が出ております。
農業関係からみる被害ですと、熊本地震より千葉県の大雨での被害額の方が大きいとのことです。自然災害が大変多く発生している日本です。被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げます。

会長　本日の総会は、議案第４号まで案件がございます。
慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしましす。

事務局長　ありがとうございました。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長　はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第１　会議録署名委員の指名について】

議長　「日程第１　会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番森委員、11番金谷委員を指名いたします。この指名は、第27回総会開会中といたします。

【日程第２　会期の決定について】

議長　「日程第２　会期の決定について」本日１日とすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしと認め、本日１日と決定いたしました。

【日程第３　議案第１号　農地法第18条の規定による通知について】

議長　　「日程第３　議案第１号　農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　はい。議案１ページをご覧ください。
議案第１号　農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和８年８月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　資料１ページをご覧ください。
番号15・16番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]の計２筆、現況地目は畑、面積が合わせまして[redacted]㎡、解約の申出は、借主の[redacted]さんからで、解約理由につきましては、耕作不便のためとなってございます。

事務局　　資料２ページをご覧ください。
番号17・18番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、現況地目は畑、面積は[redacted]㎡、解約の申出は、借主の[redacted]さんからで、解約理由につきましては、当該農地を農地等売買事業（旧合理化）により売買するためとなってございます。

事務局　　資料３ページをご覧ください。
番号19番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、現況地目は畑、面積は[redacted]㎡、解約の申出は、借主の[redacted]さんからで、解約理由につきましては、当該農地を他の農業者と売買するためとなってございます。

事務局　　以上につきましては、土地引渡日の６ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第１項第２号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長　　はい。説明が終わりました。
議案第１号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第４　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議長　　「日程第４　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会会長専決により許可を行う。
令和８年８月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　資料４ページをご覧ください。
番号５番。貸主が[redacted]、[redacted]さん。借主が[redacted]、[redacted]さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、地目は畑、面積が[redacted]㎡の内[redacted]㎡。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[redacted]㎡、保安区域が[redacted]㎡、表土採取量が[redacted]㎥、砂利採取量が[redacted]、転用事由の詳細は周辺地の調査により当該申請地に砂利の存在が確実と見込まれるためでございます。転用期間は令和８年10月１日から令和９年９月30日、位置図・配置図につきましては、５ページの図１のとおりでございます。

事務局　　こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございまして、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限り、３年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は１年以内の砂利採取でございまして、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長　　はい。説明が終わりました。
議案第２号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第５　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案について】

議長　　「日程第５　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　はい。議案５ページをご覧ください。
議案第３号　農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和８年８月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　資料９ページをご覧ください。
番号136・140番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計５筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年９月から2029年８月までの３年間、単価が[redacted]円、賃貸価格は[redacted]円、継続でございます。

事務局　　資料10ページをご覧ください。
番号137・141番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計10筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては

事務局　賃借権でございまして、期間につきましては、2026年9月から2028年9月までの2年間、単価が[redacted]円、賃貸価格は[redacted]円、新規でございます。

事務局　資料11ページをご覧ください。
番号138・141番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年9月から2028年9月までの2年間、単価が[redacted]円、賃貸価格は[redacted]円、新規でございます。
こちらの単価は、畑としましては割高の賃借料となっております。備考欄に記載しております通り、農地台帳では畑として整理されておりましたが、水田台帳では田となっております。畑地化事業を利用できたことから高めの賃借料となってございます。

事務局　資料12ページをご覧ください。
番号139・142番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年9月から2028年8月までの2年間、単価が[redacted]円、賃貸価格は[redacted]円、新規でございます。

事務局　資料13ページをご覧ください。
番号143・150番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計2筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。土地所有者への振込は、12月4日までの予定でございます。

事務局　資料14ページをご覧ください。
番号144・151番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でござい

事務局　まして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。土地所有者への振込は、12月4日までの予定でございます。

事務局　資料15・16ページをご覧ください。
番号145番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計45筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は転作田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月13日、売買価格は[redacted]円、旧合理化事業による売買でございまして、耕作者は[redacted]さんでございます。

事務局　資料17・18ページをご覧ください。
番号146番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計42筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は転作田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月13日、売買価格は[redacted]円、旧合理化事業による売買でございまして、耕作者は[redacted]さんでございます。

事務局　資料19ページをご覧ください。
番号147番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計12筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月13日、売買価格

事務局　は[redacted]円、旧合理化事業による売買でございまして、耕作者は赤石泰成さんでございます。

事務局　資料20ページをご覧ください。
番号148番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計12筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月13日、売買価格は[redacted]円、旧合理化事業による売買でございまして、耕作者は、備考欄①が[redacted]さん、備考欄②が[redacted]さんでございます。

事務局　資料21ページをご覧ください。
番号149番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計9筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年9月、対価の支払期限が2026年11月13日、売買価格は[redacted]円、旧合理化事業による売買でございまして、耕作者は[redacted]さんでございます。

事務局　以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

坪井委員　はい。

議長　はい、坪井委員。

坪井委員　番号145番、[redacted]さんの売買ですが、単価がかなり低いと思われるのですが、何か理由がありますか。

議長　はい、事務局。

事務局　はい。理由としましては、[redacted]さんから全体でこの金額でという申し出

事務局　がありました。その金額を[redacted]さん分、[redacted]さん分と分けてという形にしました。理由というと、土地所有者からの申し出ということになります。
　また、農地の条件的にも、すごく良い所ではありません。安いのは安いのですが、買い手売り手が合意しており、農業公社の基準の中の金額に収まっております。また、売買協議の場でも問題ないという結論になりました。

坪井委員　はい、問題ないのであれば、わかりました。

事務局長　最初[redacted]円で買うという話だったのですが、その後両者で話し合いをされたようで、最終的に[redacted]円で落ち着いたとのことです。

坪井委員　はい、わかりました。

議長　他に、質問ございませんか。

（質疑なし）

議長　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6　議案第4号　土地現況証明願について】

議長　「日程第6　議案第4号　土地現況証明願について」を議題といたします。

議長　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　はい。議案7ページをご覧ください。
　土地現況証明願について。
　別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
　令和8年8月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　資料24ページをご覧ください。
　番号16番。所在につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、公簿地目は山林、現況地目は田、利用状況につきましては平成25年より田として利用してございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者・願出者ともに[redacted]、[redacted]さ

事務局	んと[redacted]在住の[redacted]さん[redacted]さん、２名からの申請でございます。 2026年8月17日に金谷委員、大口委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確認しております。場所につきましては、25ページの図2のとおりでございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第4号について質疑ございませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第27回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和　8　年　9　月　30　日

会議録署名委員

１０番　森　正勝

１１番　金谷勝則

議　長　[redacted]